

発掘調査業務委託入札参加申込書

平成 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 池田幸博様

提出者 (法人の場合は名称、所在地及び代表者名)

⑩

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団が行う平成31年度発掘調査業務に係る入札参加を申し込みます。

国及び新潟県における建設工事等の入札参加資格については、下記のとおりです。
なお、この申込書及び添付書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

建設工事等（設計コンサルタントを含む）に係る新潟県入札参加資格の有無	有・無	(有の場合はその種類を記入)	
建設業許可の有無	有・無	許可番号	

(添付書類)

- ・会社の概要 (様式1-1)
- ・発掘調査実績 (平成26～30年度) (様式1-2)
- ・発掘調査報告書刊行歴 (平成26～30年度) (様式1-3)
- ・発掘調査担当者、発掘調査員、土木作業管理者名簿 (様式2-1)
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の履歴 (様式2-2)
- ・土木作業管理者の履歴 (様式2-3)
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の報告書執筆歴 (様式2-4)
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の個人業績 (様式2-5)
- ・納税証明書 (新潟県の県税)
 - ※ 入札参加申込書提出日前3カ月以内に発行されたもの。(コピー可)
 - ※ 新潟県での賦課納税実績がない場合は、本社所在地における都道府県税に係る納税証明書を添付すること。
- ・経営事項審査結果通知書
 - ※ 建設業許可を受けていない場合は、これに類する書類又は決算書等、経営状況を把握することができる書類を添付すること。

※「発掘調査業務委託入札参加申込書」提出後、当該年度中において、届出事項に変更があった場合に使用。

発掘調査業務委託入札参加申込変更届

平成 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 池田 幸博 様

提出者（法人の場合は名称、所在地及び代表者名）

⑩

先に提出した発掘調査業務委託入札参加申込書の記載事項に変更が生じたので、関係書類を添えて届出します。

記

（添付書類）

- ・発掘調査担当者、発掘調査員、土木作業管理者変更名簿（様式2-1（2））
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の履歴（様式2-2）
- ・土木作業管理者の履歴（様式2-3）
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の報告書執筆歴（様式2-4）
- ・発掘調査担当者、発掘調査員の個人業績（様式2-5）
- ・その他有資格を証明する免許証及び修了証のコピー

※本社名で「発掘調査業務委託入札参加申込書」を作成し、支社等に入札、契約等を委任する場合に提出。

委 任 状

平成 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 池田幸博様

委任者

所在地

商号又は名称

役職・氏名

⑩

私は、発掘調査業務委託（整理作業及び報告書作成業務を含む）について、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 委任する権限

※ 委任事項を記入してください。

<記入例>

- (1) 入札及び見積に関すること。
- (2) 契約締結に関すること。

2 委任期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3 受任者並びに受任者使用印

所在地

商号又は名称

役職・氏名

⑩

【様式】1-1 会社の概要

会社名	
代表者	
本社住所	
電話番号	
FAX番号	
資本金または出資の総額	千円
常時使用の従業員数	人

①設立年度とその目的		
②現在の営業概要		
③現在の主力とする営業		
④ 本社・支社・支店、営業者等の所在と機能・役割及びその人員配置		
本社	セクション等機能の配置	
	人 員	
支社	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
支社	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
支店	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
支店	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
営業所	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX
技術センター	所在地	TEL FAX
	セクション等機能の配置	
	人 員	
	所在地	TEL FAX

暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団

理事長 池田幸博 様

住所

氏名又は名称

代表者名

⑨

私は、貴財団の発掘調査業務に係る入札の参加申し込みの際し、次の事項を誓約します。

- 1 当社又は当社の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - （4）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （7）（3）から（6）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 上記の誓約事項に虚偽の内容があった場合及び下記（1）又は（2）の場合には、貴財団に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。
 - （1）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記1（1）～（7）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - （2）上記1（1）～（7）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、そのことを知った貴財団が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。